

IP 通信網サービス契約約款 別冊 (シェアードIP-PBXサービス) 【現改比較表】2023年4月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

(令和5年3月1日現在)

目次  
 第1章～第10章 (略)  
 別記  
 1～9 (略)  
 料金表  
 通則 (略)  
 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)  
 第1 利用料金  
 1～4 (略)  
 5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの  
 5-1 (略)  
 5-2 料金額  
 5-2-1 (略)  
 5-2-2 付加機能利用料

(令和5年4月1日現在)

目次  
 第1章～第10章 (略)  
 別記  
 1～9 (略)  
 料金表  
 通則 (略)  
 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)  
 第1 利用料金  
 1～4 (略)  
 5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの  
 5-1 (略)  
 5-2 料金額  
 5-2-1 (略)  
 5-2-2 付加機能利用料

(月額)

(月額)

区分		単位	料金額
(略)		(略)	(略)
メンバーズネットワーク機能 (タイプ1)	基本機能	1チャンネルごとに	250円 (275円)
	追加機能	複数利用者番号登録機能 下記以外のもの	1のチャンネルにつき1を超える利用者番号1番号ごとに 100円 (110円)

区分		単位	料金額
(略)		(略)	(略)
メンバーズネットワーク機能 (タイプ1)	基本機能	1チャンネルごとに	250円 (275円)
	追加機能	複数利用者番号登録機能 この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線相互間で利用者番号 (契約者が指定し、当社が管理するものであって、この機能を利用するための番号をいいます。) による通信 (以下「メンバーズネットグループ内通話」といいます。) を行うことができるようにする機能 下記のもの	1のチャンネルにつき1を超える利用者番号1番号ごとに 100円 (110円)

	(ユーザーナンバ多重登録)	追加番号（通信チャネルの提供の請求に係る場合を除きます。）に係るもの	1の追加番号（通信チャネルの提供の請求に係る場合を除きます。）につき1を超える利用者番号1番号ごとに	100円（110円）
	付加番号送出機能（事業所番号接続）	1利用者番号ごとに	1利用者番号ごとに	1,000円（1,100円）
	発着信規制機能	—	—	—

	(ユーザーナンバ多重登録)	<a href="#">P-PBX利用回線に係る電気通信番号ごとに複数の利用者番号を指定することができるようにする機能</a>	追加番号（通信チャネルの提供の請求に係る場合を除きます。）に係るもの	1の追加番号（通信チャネルの提供の請求に係る場合を除きます。）につき1を超える利用者番号1番号ごとに	100円（110円）
	付加番号送出機能（事業所番号接続）	<a href="#">メンバーズネットグループ内通話において、利用者番号に付加した番号（以下「付加番号」といいます。）の情報をこの機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線に送出することができるようにする機能</a>	1利用者番号ごとに	1利用者番号ごとに	1,000円（1,100円）
	発着信規制機能	<a href="#">この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線から発信する通信又はその第6種シェアードIP-PBX利用回線に着信する通信を契約者があらかじめ行った</a>	—	—	—

		発利用者番号通知機能（発ユーザナンバー通知）	メンバーズネットグループ内通話において、通信先に発利用者番号を通知する機能	1のIPセントレックス番号ごとに	100円（110円）
メンバーズネット機能（タイプ2）	基本機能			1チャンネルごとに	—
	追加機能	付加番号送出機能（事業所番号接続）		1利用者番号ごとに	1,000円（1,100円）

			<a href="#">指定に基づいて、規制することができるようにする機能</a>		
		発利用者番号通知機能（発ユーザナンバー通知）	メンバーズネットグループ内通話において、通信先に発利用者番号を通知する機能	1のIPセントレックス番号ごとに	100円（110円）
メンバーズネット機能（タイプ2）	基本機能		<a href="#">この機能を利用する契約回線から利用者番号（契約者が指定し、当社が管理するものであって、この機能を利用するための番号をいいます。この場合において、指定できる利用者番号の数は、60番号以内とします。）を用いて同一のメンバーズネットグループ内の他の契約回線への通信を行うことができるようにする機能</a>	1チャンネルごとに	—
	追加機能	付加番号送出機能（事業所番号接続）	<a href="#">メンバーズネットグループ内通話において、利用者番号に付加した番号（以下「付加番号」といいます。）の情報をこの機能を利用する第6種シェアードI</a>	1利用者番号ごとに	1,000円（1,100円）

	発着信規制機能	—	—
(略)		(略)	(略)

5-2-3~5-2-4 (略)

第2 (略)

第2表~第3表 (略)

料金表別表1 (略)

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1~11 (略)	(略)
12 <u>メンバーズネット機能(タイプ1)</u> <u>当社の電話等サービス契約</u> <u>約款料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(基本料金)2(料金額)2-2(付加機能使用料)に規定するメンバーズネット機能(タイプ1)に相当する機能</u>	(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4及びカテゴリー7に係る者に限りま す。)に、この機能を提供しま す。この場合において、追加機能 の提供については、料金表に定め るところによります。

		<u>P-PBX利用回線に送出することができるようにする機能</u>	
	発着信規制機能	<u>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線から発信する通信又はその第6種シェアードIP-PBX利用回線に着信する通信を契約者があらかじめ行った指定に基づいて、規制することができるようにする機能</u>	—
(略)			(略)

5-2-3~5-2-4 (略)

第2 (略)

第2表~第3表 (略)

料金表別表1 (略)

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1~11 (略)	(略)

	<p>(2) <u>当社は、この機能を提供するに当たっては、第6種シェアードIP-PBX利用回線をメンバーズネットの契約回線とみなして取り扱います。</u> <u>ただし、当社の電話等サービス契約約款に定める選択制による通話料金の月額割引の適用については、この限りでありませぬ。</u></p> <p>(3) 当社は、この機能を提供するに当たっては、IPセントレックス番号（追加番号（通信チャネルの提供の請求に係る場合を除きます。）を除きます。）をこの機能の利用の単位とします。</p> <p>(4) <u>前項までに規定するほか、本機能に係る提供条件については、当社の電話等サービス契約約款の定めを準用します。この場合において、この約款と当社の電話等サービス契約約款の定めが優先するものとします。</u></p>	<p>12 <u>メンバーズネット機能（タイプ1）</u> <u>「メンバーズネットグループ内通話」を行うことができるようにする機能</u></p>	<p>(1)当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4及びカテゴリー7に係る者に限ります。）に、この機能を提供します。この場合において、追加機能の提供については、料金表に定めるところによります。</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3) 当社は、この機能を提供するに当たっては、IPセントレックス番号（追加番号（通信チャネルの提供の請求に係る場合を除きます。）を除きます。）をこの機能の利用の単位とします。</p> <p>(4) <u>削除</u></p>
<p>13 <u>メンバーズネット機能（タイプ2）</u> <u>当社の電話等サービス契約約款料金表第1表（料金（付帯サービスの料金を除きます。））第1（基本料金）2（料金額）2-2（付加機能使用料）に規定するメンバーズネット機能（タイプ2）に相当する機能</u></p>	<p>(1)当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4及びカテゴリー7に係る者に限ります。）に、この機能を提供します。 この場合において、追加機能の提供については、料金表に定めるところによります。</p> <p>(2)<u>当社は、この機能を提供するに当たっては、第6種シェアードIP-PBX利用回線をメンバーズネットの契約回線とみなして取り扱います。</u> <u>ただし、当社の電話等サービス契約約款に定める選択制による通話料金の月額割引の適用については、この限りでありませぬ。</u></p>	<p>13 <u>メンバーズネット機能（タイプ2）</u> <u>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX利用回線から利用者番号（契約者が指定し、当社が管理するものであって、この機能を利用するための番号をいいます。この場合において、指定できる利用者番号の数は、60番号以内とし</u></p>	<p>(1)当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4及びカテゴリー7に係る者に限ります。）に、この機能を提供します。 この場合において、追加機能の提供については、料金表に定めるところによります。</p>

	<p>(3) 当社は、この機能を提供するに当たっては、IPセントレックス番号（追加番号（通信チャネルの提供の請求に係る場合を除きます。）を除きます。）をこの機能の利用の単位とします。</p> <p>(4) <u>前項までに規定するほか、本機能に係る提供条件については、当社の電話等サービス契約約款の定めを準用します。この場合において、この約款と当社の電話等サービス契約約款の定めが齟齬が生じた場合、この約款の定めが優先するものとしします。</u></p>
14 ～ 17 (略)	(略)

<p><u>ます。）を用いて同一のメンバーズネットグループ内の他の契約回線への通信を行うことができるようにする機能</u></p>	<p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3) 当社は、この機能を提供するに当たっては、IPセントレックス番号（追加番号（通信チャネルの提供の請求に係る場合を除きます。）を除きます。）をこの機能の利用の単位とします。</p> <p>(4) <u>削除</u></p>
14 ～ 17 (略)	(略)

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編

附 則 (令和5年3月17日 CAS1サ01035032号)

この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。